

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年 8月26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市西京区山田平尾町17番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 社会福祉法人京都社会事業財団 会長 野口雅滋			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	315 台	15 台	12 台	314 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	148 台	5 台	3 台	151 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロン <sub>の量</sub>	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	89.6	キログラム	88	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.32	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロン <sub>の漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制</sub>	使用時	事業所内の機器の管理、簡易点検、精密点検を行い、点検記録の保存を行う			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロン <sub>の回収を依頼するようにしている</sub>			
冷媒用代替フロン <sub>の漏えい防止のための取組の実施状況</sub>	使用時	機器の定期的な点検を実施			
	廃棄時	フロン排出抑制法に基づきフロン <sub>の回収証明書の確認・保管</sub>			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒 <sub>の製品の導入方針</sub>	機器更新の際は地球温暖化係数の低い機器 <sub>の使用を検討する</sub>				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。  
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。